

第71号議案

芦屋市事務分掌条例及び芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市事務分掌条例及び芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年12月3日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

簡素かつ効率的な組織を確立するとともに、子ども・子育て施策の推進のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市事務分掌条例及び芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市事務分掌条例の一部改正)

第1条 芦屋市事務分掌条例(昭和43年芦屋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(部の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、次の部を設け、事務を分掌させる。

企画部

- (1) 総合企画及び総合調整に関する事項
- (2) 情報推進に関する事項
- (3) 秘書、渉外及び儀式に関する事項
- (4) 広聴及び広報に関する事項
- (5) 市民参画及び協働に関する事項
- (6) 国際交流に関する事項
- (7) 文化に関する事項

総務部

- (1) 議会及び市の行政一般に関する事項
- (2) 文書、統計及び法制に関する事項
- (3) 行政組織及び人事に関する事項
- (4) 公有財産に関する事項
- (5) 契約及び検査に関する事項
- (6) 財政に関する事項
- (7) 税に関する事項

市民生活部

- (1) 人権推進に関する事項

- (2) 男女共同参画に関する事項
- (3) 戸籍及び住民記録その他市民窓口に関する事項
- (4) 産業経済及び消費者行政に関する事項
- (5) 社会保険に関する事項
- (6) 環境保全及び環境衛生に関する事項

福祉部

- (1) 社会福祉（児童福祉及び母子福祉を除く。）に関する事項
- (2) 介護保険に関する事項
- (3) 福祉医療に関する事項

こども・健康部

- (1) 児童福祉及び母子福祉に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する事項
- (3) 保健衛生に関する事項

都市建設部

- (1) 道路、公園その他土木に関する事項
- (2) 建築及び住宅に関する事項
- (3) 都市計画に関する事項
- (4) 都市整備に関する事項
- (5) 海浜及び山地の開発に関する事項
- (6) 市街地開発に関する事項
- (7) 防災及び安全に関する事項

上下水道部

下水道及び水路に関する事項

（芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 芦屋市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道部」を「上下水道部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(芦屋市職員定数条例の一部改正)

2 芦屋市職員定数条例(昭和25年芦屋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第4号中「水道部」を「水道事業」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 病院事業の事務部局

第2条第3号中「水道部」を「水道事業」に改め、同条第4号中「市立芦屋病院」を「病院事業の事務部局」に改める。

(芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年芦屋市条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表特殊事務手当1の項中「保健福祉部」を「福祉部及びこども・健康部」に改め、同表特殊事務手当2の項中「保健福祉部」を「こども・健康部」に改める。

参 照

芦屋市事務分掌条例及び芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

簡素かつ効率的な組織を確立するとともに、子ども・子育て施策の推進のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市事務分掌条例の一部改正（第1条関係）

次のとおり、部の新設及び廃止を行い、分掌する事務を規定する。（第1条）

ア 企画部を新設し、次の事務を分掌する。

(ア) 総合企画及び総合調整に関する事項（現行 総務部が分掌）

(イ) 情報推進に関する事項（現行 総務部が分掌）

(ウ) 秘書、渉外及び儀式に関する事項（現行 総務部が分掌）

(エ) 広聴及び広報に関する事項（現行 総務部が分掌）

(オ) 市民参画及び協働に関する事項（現行 市民生活部が分掌）

(カ) 国際交流に関する事項（現行 市民生活部が分掌）

(キ) 文化に関する事項（現行 市民生活部が分掌）

イ 総務部は、次の事務を分掌する。

(ア) 議会及び市の行政一般に関する事項（現行どおり。）

(イ) 文書、統計及び法制に関する事項（現行どおり。）

(ウ) 行政組織及び人事に関する事項（現行どおり。）

(エ) 公有財産に関する事項（現行どおり。）

(オ) 契約及び検査に関する事項（現行どおり。）

(カ) 財政に関する事項（現行どおり。）

(キ) 税に関する事項（現行どおり。）

ウ 市民生活部は、次の事務を分掌する。

(ア) 人権推進に関する事項（現行どおり。）

(イ) 男女共同参画に関する事項（現行どおり。）

(ウ) 戸籍及び住民記録その他市民窓口に関する事項（現行どおり。）

- (エ) 産業経済及び消費者行政に関する事項（現行どおり。）
 - (オ) 社会保険に関する事項（現行どおり。）
 - (カ) 環境保全及び環境衛生に関する事項（現行 都市環境部が分掌）
 - エ 保健福祉部を廃止するとともに、福祉部を新設し、次の事務を分掌する。
 - (ア) 社会福祉（児童福祉及び母子福祉を除く。）に関する事項（現行 保健福祉部が分掌，規定の整備）
 - (イ) 介護保険に関する事項（現行 保健福祉部が分掌）
 - (ウ) 福祉医療に関する事項（現行 市民生活部が分掌）
 - オ こども・健康部を新設し、次の事務を分掌する。
 - (ア) 児童福祉及び母子福祉に関する事項（現行 保健福祉部が分掌）
 - (イ) 子ども・子育て支援に関する事項（事務体制を整備）
 - (ウ) 保健衛生に関する事項（現行 保健福祉部が分掌）
 - カ 都市環境部を廃止するとともに、都市建設部を新設し、次の事務を分掌する。
 - (ア) 道路、公園その他土木に関する事項（現行 都市環境部が分掌）
 - (イ) 建築及び住宅に関する事項（現行 都市環境部が分掌）
 - (ウ) 都市計画に関する事項（現行 都市環境部が分掌）
 - (エ) 都市整備に関する事項（現行 都市環境部が分掌）
 - (オ) 海浜及び山地の開発に関する事項（現行 都市環境部が分掌）
 - (カ) 市街地開発に関する事項（現行 都市環境部が分掌）
 - (キ) 防災及び安全に関する事項（現行 都市環境部が分掌）
 - キ 上下水道部を新設し、次の事務を分掌する。
 - 下水道及び水路に関する事項（現行 都市環境部が分掌）
- (2) 芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第2条関係）
水道事業の事務を処理する組織の名称を「水道部」から「上下水道部」に改める。（第3条）

3 施行期日等

- (1) 平成25年4月1日
- (2) 組織改正に伴い、次の条例の関係規定を整理する。
 - ア 芦屋市職員定数条例
 - イ 芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例